

鳥取県告示第 697 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 14 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
医療法人共済会 理事長 清水正人	倉吉市宮川町 129	居宅介護支援事業所 しみず	倉吉市宮川町129	平成19年7月1 日